

「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」の概要

1 改正の趣旨

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害福祉サービス事業所等に係る指定基準を改めるため、条例の一部を改正しようとするもの

2 主な改正内容

(1) 障害者総合支援法改正関係

ア 就労定着支援の創設

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを創設するもの

イ 自立生活援助の創設

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを創設するもの

ウ 日中サービス支援型共同生活援助の創設

重度の障害者への支援を可能とするため、常時の支援体制を確保するなど、利用者が地域において生活できる体制を備えたグループホームの類型を創設するもの

エ 共生型サービスの創設（共生型居宅介護、共生型生活介護等）

介護保険サービスと同様に、障害福祉サービス等に共生型サービスを創設するもの

(2) 児童福祉法改正関係

ア 児童発達支援の基準の見直し

配置すべき職員の基準、提供するサービスの質の評価及び改善等について、放課後等デイサービスと同様に適正化を図るもの

イ 居宅訪問型児童発達支援の創設

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを創設するもの

ウ 共生型サービスの創設（共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス）

介護保険サービスと同様に、児童福祉サービス等に共生型サービスを創設するもの

3 改正する条例

(1) 障害者総合支援法改正関係

ア 千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

イ 千葉市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(2) 児童福祉法改正関係

ア 千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

イ 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

ウ 千葉市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

4 施行期日

平成30年4月1日（日）